

一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第27条第1項第7号の規定に基づき、一般社団法人宮崎青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）を定める。

(会員)

第2条 本会議所の会員は、定款第6条第1項により、正会員と特別会員の2種類とする。

(新入会員)

第3条 本会議所に新たに入会した者を新入会員と呼称する。

2 新入会員を品格ある正会員と成すことを目的とし、入会から正会員への身分変更までに指導養成のための期間を設け、この期間を仮入会期間と称する。

第2章 正会員に関する事項

(正会員資格の取得)

第4条 本会議所に入会した新入会員で、仮入会期間をとおして次の各号に定める条件を履行した者は、理事会の承認を得て理事会の指定する期日より正会員としての資格を得る。

- (1) 入会承諾書の提出
- (2) 会員資格規程に定める入会金及び会費の支払い
- (3) 出席義務の履行
- (4) 定款その他規則及び規程に定められた事項

(正会員の出席義務)

第5条 正会員は、総会・例会・委員会及び当該年度の理事会の議決によって義務と定められた事業又は会議への出席義務を負う。

2 理事長、副理事長及び専務理事を含む常任理事、正会員である直前理事長、特別顧問及び顧問は、委員会を義務出席の対象としない。

(正会員資格の喪失)

第6条 正会員で40歳に達した者は、40歳に達した年の12月31日をもって正会員としての資格を失う。

2 正会員は前項のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (5) 法人又は団体が解散したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

第3章 特別会員に関する事項

(特別会員)

- 第7条 正会員にして年齢40歳を経過したる者は、特別会員となる資格を有する。
- 2 前項に規定する者以外に特別会員となる申込みをすることはできない。
 - 3 特別会員にならんとする者は、理事会に所定の申込書を提出し承認を得ることで、その資格を得る。
 - 4 特別会員は、本会議所に対し一切の表決権及び議決権を有しない。ただし、理事会から諮問ある場合に限り、本会議所に関する意見を具申することができる。

(特別会員資格の喪失)

- 第8条 特別会員資格の喪失については、会員資格規程第6条第2項第1号から第6号の規定を準用する。

第4章 新入会員に関する事項

(入会手続)

- 第9条 本会議所に新入会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に会員2名以上の推薦者と共に連名捺印の上、担当委員会若しくは会議体又は室に提出しなければならない。
- 2 新入会員として入会資格を有する者は、宮崎市及びその周辺に居住又は勤務する20歳以上の品格ある青年で当該前年度12月31日現在満37歳以下の者とする。ただし、入会した事業年度中に20歳に達する者にあつては、入会資格を有する。
 - 3 担当委員会若しくは会議体又は室は、所定の手続を経て提出された入会申込書の内容につき、綿密なる書類審査を行い、理事会に提出しなければならない。この場合、入会希望者並びに推薦者を招いて質疑をすることができる。

(入会審査)

- 第10条 入会審査の方法は面接とし、理事会の議決権を有する理事が2分の1以上出席のうえ、入会申込書を提出した入会希望者を招聘して面接審査を行う。なお、この面接審査には推薦者を招聘することができる。
- 2 入会可否の決定は、面接審査を経た入会希望者について、理事会において議決権を有する理事による無記名投票を行い、3分の2以上の賛成を得た者に入会を許可する。この場合の投票は、同理事会において適宜2名以上の投票管理委員を選任して行わなければならないが、投票数については公表しない。

(入会)

- 第11条 新入会員として入会が認められた者は、その月の例会をもって新入会員となり、一般社団法人宮崎青年会議所の定款、諸規程を熟知し、定められた事項を確実に履行せねばならない。

(新入会員の出席義務)

- 第12条 新入会員の義務出席は会員資格規程第5条第1項の規定を準用するほか、当該年度の理事会決議により指定された新入会員研修を出席義務の対象に含む。

(新入会員資格の喪失)

第 13 条 下記各号に該当する場合は、新入会員としての資格を放棄したものとみなす。

- (1) 所定の入会承諾書に記名捺印の上、所定の期日迄に提出しなかったとき
- (2) 出席義務を履行しなかったとき
- (3) 入会金及び会費を理事会が指定した日までに納入しなかったとき
- (4) 法令及び本会議所の定款その他規則に違反したとき

(推薦者の資格)

第 14 条 入会希望者を推薦できる者は、本会議所の会員とする。ただし、必要とする 2 名以上の推薦者の内 1 名は正会員でなければならない。

(推薦者の義務)

第 15 条 推薦者である正会員は、被推薦者の当初 1 年間の諸会費納入について保証し、且つ被推薦者の出席義務の履行について責任を負う。

(入会の特例)

第 16 条 公益社団法人日本青年会議所の会員会議所に所属している正会員から本会議所への入会の申込みがあったときは、所定の入会申込書並びに青年会議所活動歴の確認できる書類及び所属する会員会議所理事長の責任ある推薦状を提出させ、これに基づき理事長は速やかに理事会に諮って入会の諾否を決定する。

2 前項の規定により入会が認められた者は、入会承諾書を所定の期日までに提出するとともに理事会の指定する日までに入会金・その他の請負金を納入しなければならない。この場合、10 日以上滞納したときは、理事長は入会を取り消す事ができる。

(新入会員の義務及び権利)

第 17 条 新入会員は、仮入会期間にあつては定款第 9 条及び第 10 条に定める権利と義務を有するが、定款第 32 条に定める資格は有しない。

第 5 章 会員失格に関する事項

(除名)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、定款第 12 条第 1 項第 1 号の対象となる。

- (1) 会員資格規程に定める入会金及び会費の納期を過ぎた者。ただし、理事会で承認された者はこの限りではない。
 - (2) 正会員で例会を 4 か月連続欠席した者。
 - (3) 正会員で義務出席率が 50%に満たない者。また年度途中から正会員になった場合、該当する出席機会に対する出席率が 50%に満たない者。なお、義務出席率とは、会員資格規程第 5 条に定める出席義務の計算期間の総数に対する出席回数の割合をいう。
 - (4) 新入会員は、会員資格規程第 12 条に規定する義務出席率が 70%に満たない者。
- 2 前項の出席率の計算期間は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
- 3 休会者に対する義務出席率の適用は、原則として計算期間より休会期間を除いた期間に対して適用する。

- 4 特別な社会的かつ公的な立場のために、前項の出席率、例会出席を満たすことが不可能な正会員については、理事会の議決を経て、前項の規定の適用を除外することができる。

第6章 入会金及び会費に関する事項

(入会金及び会費)

第19条 会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費を支払う義務を負い、支払方法については、別に理事会において定める。

2 前項の支払い義務は、当該年度の開始日に当たる1月1日付けで在籍している者から発生する。

3 本会議所の入会金及び会費は次のとおりとする。

① 入会金 50,000 円

② 会費 正会員 年額 120,000 円
事業年度中に 40 歳に達する者
特別会費として 40,000 円

新入会員 年額 90,000 円
(入会した月から)

特別会員 無料 (終身)

③ 登録会費 金額については毎年総会の議決を経て決定する。ただし、特別会員についての登録会費を終身無料とする。

4 入会金及び会費の納入期限は次のとおりとする。

① 入会金 8 月末日までに一括して納入すること。

② 会費 正会員 原則として 2 月末日までに一括して納入すること。ただし、2 月末日までに半額、6 月末日までに残額を分納することができる。

新入会員 8 月末日までに一括して納入すること。

③ 登録会費 2 月末日までに一括して納入すること。ただし、新入会員については 8 月末日までとする。

5 制限年令を超えて本会議所の正会員の資格を失った者、又は、理事会が正当と認める理由により退会を余儀なくされた者と同一会社の者が引き続き入会希望する場合は、入会金を免除することができる。

第7章 休会に関する事項

(休会)

第20条 正会員にして出産、育児、病気や怪我の療養その他のやむを得ない事由により特定年度の1月1日から12月31日まで各種活動に参加することができない旨を前年10月31日までに所定の休会願により届け出た者について、理事会は議決により当該会員を休会とすることができる。

2 前項により休会を認められた正会員の当該年度の会費については、理事会の議決により、その全部又は一部を免除することができる。ただし、事業年度中に40歳に達する者の特別会費及び公益社団法人日本青年会議所において別段の定めがある費用で会費内に含まれているものについ

ては免除の対象とはならない。

- 3 休会者が当該年度の翌年度も引き続き休会を希望する場合は、当該年度の10月31日までに休会願を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 申請の有無に関わらず、産前6週間は産前休会、産後8週間は産後休会とする。
- 5 育児休会については、原則として、子が満1歳を迎えるまでの間に限り認めるものとする。ただし、子が満1歳を迎えた後の育児休会についても、やむを得ない事由がある場合には、理事会の議決により休会とすることができる。

第8章 退会に関する事項

(退会)

- 第21条 会員は、退会届を理事会に提出することにより任意にいつでも退会できる。ただし、退会しようとする年度の会費は、納入しなければならない。

第9章 補則

(委任)

- 第22条 会員資格規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則にこれを定める。

令和5年8月23日改正